

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和8年度)

様式

作成日 2026/10/30

最終更新日 2026/10/30

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		令和8年10月30日
国立大学法人名		国立大学法人琉球大学
法人の長の氏名		学長 喜納 育江
問い合わせ先		総務部総務課総務係 098-895-8012 sosoumu@acs.u-ryukyu.ac.jp
URL		https://www.u-ryukyu.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		【確認の方法】 令和8年度第2回経営協議会（令和8年9月18日開催）において、令和8年度における適合状況等について説明を行うとともに、委員からの意見聴取を行い、令和8年10月15日～22日に書面での対応状況の意見照会を行った。 経営協議会の意見及び対応状況については、以下のとおり。
		【経営協議会からの意見】 70項目のビジョン計画に設定された指標について、IRデータを用いて進捗を把握できる体制が整いつつあると認識している。今後、BIレポートで分析可能な項目をどの程度拡充する計画であるか伺いたい。
		【意見への対応】 琉大IRダッシュボードでは、70項目のビジョン計画に設定された指標について、令和4～6年度の実績データの可視化を行っております。今後は、令和7年度以降の実績データを順次追加し、第4期中期目標期間を通じた進捗や推移を継続的に把握・分析できるよう、データの拡充を進めてまいります。 また、ビジョン計画の指標以外についても、学内各部署が保有するデータの掲載について改めて周知するとともに、データドリブン・ミーティングで取り上げたデータのうち、学内で継続的に共有・活用することが有効なものについて、更新可能性や作業負担等も踏まえながら、適宜BIレポートへの掲載を進めてまいります。
		【経営協議会からの意見】 教育における学習成果の可視化は、大学にとって重要な課題である。IRツールを活用し、学習成果をどのような方法で可視化しているか伺いたい。
		【意見への対応】 琉球大学では、学生が達成すべき学習目標として、URGCC（琉大グローバルシティズン・カリキュラム）の7項目（①自律性、②社会性、③地域・国際性、④コミュニケーション・スキル、⑤情報リテラシー、⑥問題解決力、⑦専門性）を定めています。URGCCは、学士課程教育の質保証を目的として、2012年度から全学的に導入したカリキュラム及び実施体制の総称です。専門知識・技能に加え、社会性などの汎用的能力も含みます。また、学習目標の達成度を可視化するため、ディプロマ・サブリメントの試行発行や、1・3年次を対象としたアセスメントテストを実施しています。さらに、成績評価や学生調査の結果を含むデータを管理するため教務情報システムを改修し、新たなシステムの運用を令和9年度中に開始する予定です。

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>【経営協議会からの意見】</p> <p>ガバナンス・コードは体制の整備にとどまらず、その実効性を担保し、学内外のステークホルダーが客観的に確認できる仕組みと適合判断の根拠を示すことが重要である。今回の資料では、評価指標の継続的なモニタリングやIRデータの可視化が進展し、公表資料へのリンクも分かりやすく示されており、これらの取組を評価する。</p> <p>1) IRダッシュボードについて 今後、令和7年度以降のデータを追加されとのこと、承知いたしました。データをデジタル化する大きな利点の一つは、情報を迅速に把握し、オンタイムでモニタリングできるにあると考えます。今後、そうした利点を十分に活かし、より俊敏な状況把握や意思決定につながるシステムとして発展していくことを期待しています。</p> <p>2) ガバナンス・コードへの適合状況の報告について 「実効性を客観的に確認できる根拠を明確にし、学内外のステークホルダーに分かりやすく示す方法について検討・改善する」との対応方針について、方向性は理解いたしました。あわせて、概略で結構ですので、この検討・改善をどのような時間軸で進めていく予定なのかについてもお示しいただければと思います。</p> <p>【意見への対応】</p> <p>ガバナンス・コードへの適合状況については、体制の整備状況のみならず、その実効性を客観的に確認できる根拠を明確にすることが重要と認識しております。</p> <p>今回ご評価いただいた評価指標の継続的なモニタリングやIRデータの可視化等の仕組みについては、適宜データのアップデートを進めてまいります。</p> <p>また、ガバナンス体制が有効に機能して大学運営していることを客観的に示すことができるデータやエビデンスについては、随時準備を進め、来年10月末までに公開に向けた手続きを進めてまいります。</p> <p>検討・対応状況については、適宜、経営協議会に報告してまいります。</p> <p>【経営協議会からの意見】</p> <p>ガバナンス・コードに関しては、もちろん各目標の現状報告を多様なステークホルダーにわかりやすく公表されますが、その際に経営協議会をはじめとする外部の目からもより検証しやすくされる事で、ガバナンスのさらなる強化につながることを期待します。</p> <p>また、設定した目標であっても、社会情勢や進捗などを見つつ、長期的な視点に立った上で、大学として大きな視点に立った上での個別目標の検証・変更を戦略的に行うような機能を持つことが期待されます。</p> <p>【意見への対応】</p> <p>ガバナンス・コードについては、経営協議会等の外部の視点からも検証しやすいよう、データやエビデンスを整理し、外部公表する手段について検討します。</p> <p>また、設定した目標については、社会情勢や進捗状況を踏まえつつ、長期的視点と大学全体の戦略との整合を図りながら、必要に応じて個別目標の検証・見直しを戦略的に行えるよう、検討を進めます。</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
監事による確認		【確認の方法】 令和8年8月17日～9月17日にかけて、令和7年度における適合状況等を書面にて監事に確認いただいた。 監事からの意見及び意見への対応については、以下のとおり。
		(補充原則 1 - 2 ②) 【監事からの意見】 IR の活用例として、直近では、学部学生の退学・除籍の傾向分析及び進路未決定者の傾向分析等を実施するなどして、意思決定を行う際に役立てているとのことである。また、教学マネジメントの取組も進んでおり、令和7年度にはアセスメントテストや大学独自の学生調査を実施し、実態の把握・分析に努めている。今後とも、IR 機能の充実を図り、効果的な企画立案に基づいた大学運営や教育の質向上に取り組んで頂きたい。
		【意見への対応】 大学執行部とIR担当者による意見交換（データドリブンミーティング）について、令和7年度から、企画経営戦略推進本部会議の事項として組み込み、様々な課題をデータをもとに議論をしております。 次期（第5期）中期目標期間における国立大学法人中期目標大綱（素案）においても、「客観的なデータに基づいて常に検証・改善し、エビデンスベースの法人経営を実現」することが求められており、EBPM（Evidence-Based Policy-Making）による大学運営に資するよう、IR 機能の充実に取り組んでまいります。
		(補充原則 1 - 3 ④) (補充原則 1 - 3 ⑤) 【監事からの意見】 本学は、第4期中期計画期間における「国立大学法人琉球大学 中期財務計画」を策定し公式ホームページで公表していることに加えて、令和7年度には、昨今の厳しい財務状況を踏まえ、令和16年度までの中長期的な収支計画を策定したところである。 また、外部資金を獲得するための組織改組等による体制強化や本学の保有資産を有効活用した財源確保の取組などを推進していることを評価するとともに、具体的な成果を着実に積み上げて頂くことを期待する。 今後とも、健全経営を図るべく、運営費交付金や外部資金などの収益の確保、経費の節減や効率的な業務運営等に努めるなど、持続可能かつ戦略的な財務基盤の構築に取り組んで頂き、収支計画の見直しは定期的に行ってもらいたい。
		【意見への対応】 財務状況の継続的なモニタリングを行うとともに、中長期的な収支見通しを定期的に確認し、必要に応じて内容を更新することで、引き続き、財務運営の適切な管理に努める。 特に、第5期中期目標期間（令和10年度～令和15年度）の運営費交付金の在り方について、その制度設計や動向を注視し、本学の財務運営への影響を見極めながら、必要な対応を検討していく。 また、学内資産の有効活用による自己収入の確保、外部資金の積極的な獲得、組織・業務の見直しによる経費の抑制など、収支改善に向けた取組を継続し、持続可能な財務基盤の構築に努めていきたい。

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>(補充原則 2－1－3③)</p> <p>【監事からの意見】</p> <p>内部統制については、規則等の関連規程が整備されており、システムが有効に機能していることを継続的に確認するため、「琉球大学内部統制チェックリスト」に基づき、内部統制に係る対応状況のモニタリングを行っている。</p> <p>一方で、情報漏洩などの事案が実際に生じていることから、現状のリスク管理体制が十分に機能しているのか、適宜、検証と見直しを行って頂きたい。</p>
		<p>【意見への対応】</p> <p>内部統制に関しては、引き続きチェックリストにて確認予定です。</p> <p>また、現在コンプライアンス及び危機管理に関する規則の見直しを予定しており、内部統制との関係性について規程すること、コンプライアンスの強化、リスク管理の強化を検討しています。また情報漏洩については、個人情報に関する研修の受講状況などを教育研究評議会にて報告するなど受講を促しています。</p>
		<p>(補充原則 4－2③)</p> <p>【監事からの意見】</p> <p>「琉球大学研究者倫理規範」をはじめとする大学の構成員が従うべき行動規範を定め実践するとともに適宜見直しを行い、倫理教育・研修の実施率の向上等に努めていることを評価する。</p> <p>研究費不正防止、研究インテグリティ、利益相反、安全保障輸出管理等への取組は、関連部署間の連携が重要であることから学内の体制整備を行い、情報の一元化及び手続きの電子化の推進による効率・効果的な運用によるリスクの軽減を図って頂きたい。</p> <p>【意見への対応】</p> <p>研究費不正防止につきましては、本年 3 月に公表した事案の調査結果に示した再発防止を具現化すべく不正防止計画推進室で検討し、年度内には再発防止策について全学へ周知する予定としております。</p> <p>利益相反・安全保障輸出管理は、レピュテーションリスク等（ネガティブな評価が広まった結果、信用やブランド価値が低下し損失を被るリスク）への対応として必須のことであり、全学的な協力体制が必要です。協力体制の構築にあたり、各部署が保有している利益相反及び安全保障輸出管理等に係る確認対象情報を集約し、迅速な審査体制やリスク対応に資することができないか検討しております。</p>
その他の方法による確認		なし

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は各原則を全て実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋		<p>本学では、果たすべき社会的な役割として、ミッションを次のとおり掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな「地（知）の拠点」として、沖縄や日本、世界に貢献できる人材を育成し輩出する。 ・「知の津梁（架け橋）」として、Tropical Marine, Medical, and Island Sciencesの一大拠点となり、その成果を沖縄や日本、世界に還元し、平和的な多文化共生社会の実現に貢献する。 <p>また、長期ビジョン（2050年の琉球大学の姿）を次のとおり掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域とともに、豊かな未来社会をデザインする大学 ・アジア・太平洋地域の卓越した教育研究拠点となる大学 <p>さらに、長期ビジョンを実現していくため、「琉球大学の中期将来ビジョン」を策定し、2030年を見据えた34の中期将来ビジョン及びそれぞれのビジョンに対応する110のアクションプランを示している。ビジョン及びアクションプランに沿った具体的な取組として、第4期中期目標・中期計画を包含した70の「ビジョン計画」と各年度における取組計画を示す年度計画を策定している。</p> <p>以上の目標や計画等については、目標及び戦略実現のための道筋として、公式Webサイトにおいて公表している。</p> <p>ビジョン、目標及び戦略の策定に当たっては、毎学期の「学科別・年次別懇談会」や年に数回実施している「学生と学長との懇談会」を通じて学生からの意見徴収、包括連携協定締結に際する自治体、産業界等からの意見交換、寄附企業・個人との意見交換、琉球大学・沖縄県高等学校校長協会連絡会、各種シンポジウム等での意見聴取などによる、多様な関係者からの意見を踏まえた上で策定及び見直しを行っている。</p> <p>さらに、経済団体、行政機関（沖縄総合事務局、沖縄県（教育委員会））、教育機関が構成員となる「沖縄産学官協働人材育成円卓会議」を母体として新たに設置されたワーキンググループ「沖縄地域人材育成構想会議」に参加し、2040年を見据えた、沖縄県の産業構造の変化を踏まえた高校から大学・大学院までを通した人材育成システムについて、意見交換を始めたところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念・目標： https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/idea/ ・琉球大学の中期将来ビジョン： https://www.u-ryukyu.ac.jp/chuki-vision/ ・法人情報の公表（第4期中期目標・中期計画）： https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/#b ・第4期中期目標期間における中期将来ビジョンの年度計画一覧： https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2023/04/629c12cf49b4282e6fab59eeb3889823.pdf ・法人情報の公表（業務実績等報告書）： https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/#m

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 1 - 2 ④</p> <p>目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等</p>		<p>目標を達成するための戦略の策定については、原則1-1で記載のとおり、「ビジョン計画」として戦略を策定している。</p> <p>その実行については、教育、研究、地域連携、国際連携などの分野ごとに中心となる組織（グローバル教育支援機構、研究共創機構、国際戦略本部など）を設置しており、当該組織が各学部、研究科、センター等と連携して取組を実行・推進している。</p> <p>また、大学評価IRマネジメントセンターでは「中期将来ビジョン進捗管理システム」の運用による効率的な進捗管理への支援を行っており、琉球大学自己点検・評価会議では、これらのデータに基づく目標・戦略の進捗の検証や改善の取組を行っている。</p> <p>毎年度ビジョン計画の自己点検・評価を行い、その検証結果を業務実績等報告書として公表することで、教育研究等の更なる推進に努めている。また、この検証等に基づき、目標・戦略の具体的な方策である「ビジョン計画」の年度計画を見直し、改定した年度計画の公表を行っている。</p> <p>・琉球大学の中期将来ビジョン https://www.u-ryukyu.ac.jp/chuki-vision/</p> <p>・法人情報の公表（第4期中期目標・中期計画） https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/#b</p> <p>・法人情報の公表（業務実績等報告書） https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/#</p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥（1）</p> <p>経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>		<p>国立大学法人法、学校教育法などの関係法令によるほか、国立大学法人琉球大学組織規則及び同規則に基づき制定する各組織に関する規程等を整備し、経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任を明確にすることで、自主的・自律的・戦略的な法人経営を可能とする体制を構築している。</p> <p>具体的には、法人の経営に関する重要事項を審議するための機関として経営協議会を、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として教育研究評議会を設置している。さらに、両会議等の審議結果等を踏まえ、重要な事項を決定する役員会を設置し、それぞれの権限及び責任を明確にすることにより、自主的・自律的かつ戦略的な法人経営を可能とする体制を整備している。</p> <p>・国立大学法人琉球大学組織規則： https://public2.legalcrud.com/u_ryukyu/act/110000001.html</p> <p>・国立大学法人琉球大学経営協議会規程： https://public2.legalcrud.com/u_ryukyu/act/110000019.html</p> <p>・国立大学法人琉球大学教育研究評議会規程： https://public2.legalcrud.com/u_ryukyu/act/110000020.html</p> <p>・国立大学法人琉球大学役員会規程： https://public2.legalcrud.com/u_ryukyu/act/110000017.html</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 1－3⑥（2） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>		<p>「国立大学法人琉球大学総合的な人事方針」及び「中長期的に目指すべき年代構成・職位構成比率について」を策定し、適切な年齢構成の実現及び多様性の確保に努めている。</p> <p>また、「ダイバーシティ推進のための基本方針」を策定し、若手・女性・外国人などの研究者を積極的に採用及び育成し、多様な発想や視点からの教育・研究活動の活性化を目指すことを本学の基本的な方針として掲げている。</p> <p>中期将来ビジョンでは、多様な人材が活躍できる環境整備やダイバーシティ推進の啓発に努めるビジョン計画を定めており、令和7年度末現在の女性管理職の割合は、29.6%となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人琉球大学総合的な人事方針： https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/07/2df43835097e8fcdedbbda049705f572.pdf ・中長期的に目指すべき年代構成・職位構成比率について： https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2023/07/1a44a9f0c94f0ef3ab0f9ac926490f70.pdf ・ダイバーシティ推進のための基本方針： https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/diversity/
<p>補充原則 1－3⑥（3） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>本学では、第4期中期計画に係る6年間の収支計画等を策定しており、当該計画は、支出額及び運営費交付金・学納金・外部資金等を含めた収入額を見込んだ中期的な財務計画として位置付けている。</p> <p>また、上述の計画から更に踏み込んだ、同期間における収入増や経費削減等の努力目標を盛り込む等、より詳細な財務計画を令和4年度末に策定し公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人琉球大学 第4期中期計画： https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2022/04/c5d7014fe2f6d93e875286f2d92f7436.pdf ・国立大学法人琉球大学 中期財務計画： https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2023/04/a478c6901553f364c7444cd451dea798-1.pdf
<p>補充原則 1－3⑥（4）及び補充原則 4－1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）</p>		<p>本学では、財務諸表（学部・研究科のセグメント情報を含む）、決算報告書、事業報告書、統合報告書及び業務の実績に関する報告書等により、教育研究に係る資金の使用状況、活動状況等について公表を行っている。</p> <p>年度ごとに作成し、冊子や本学Webサイトにおいて公表している統合報告書では、本学の基本的な財務情報とともに、多様な発想・視点から教育研究活動の取り組み状況や成果などを分かりやすく取り上げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表等決算関係書類： https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/financial/ ・琉大の刊行物（統合報告書）： https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/publications/ ・業務の実績に関する報告書： https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/#c

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 1－4 ② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針		<p> 本学の草創期からの理念を生かし、社会の負託に応じて地域の高等教育機関としての重要な役割を継続的に果たしていけるよう、計画的、持続的に経営及び教学運営を担う人材の確保及び育成を行うことを目的に「国立大学法人琉球大学の経営等人材確保及び育成に関する基本方針」を策定している。 </p> <p> 本方針に沿って、多様な経営等人材の確保と育成に努めており、副理事、学長補佐及びセンター長に任命している。 </p> <p> ・国立大学法人琉球大学の経営等人材確保及び育成に関する基本方針 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/02/jinzai.pdf </p>
原則 2－1－3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		<p> 本学においては、関係規則等に基づき、5名の常勤理事・副学長、4名の副理事・副学長、6名の学長補佐を置いている。 </p> <p> 理事・副学長は、「企画・教育」、「研究・地域連携」、「広報・渉外・国際連携」、「病院」、「総務・財務・施設」をそれぞれ担当している。 </p> <p> 副理事・副学長は、「評価・IR」、「法務・コンプライアンス」、「ダイバーシティ・広報」、「RX(琉大トランスフォーメーション)」をそれぞれ担当している。 </p> <p> 学長補佐は、「研究」、「地域連携」、「国際連携・教育」、「広報」、「法務・ハラスメント防止」、「産学連携」をそれぞれ担当している。 </p> <p> 「国立大学法人琉球大学理事、副理事、学長補佐及び琉球大学副学長の職務分担について」において、理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等を明確化しており、公式Webサイトにおいて公表を行っている。 </p> <p> ・国立大学法人琉球大学の理事に関する規程 https://public2.legalcrud.com/u_ryukyu/act/110000006.html </p> <p> ・国立大学法人琉球大学副理事に関する規程 https://public2.legalcrud.com/u_ryukyu/act/110000003.html </p> <p> ・国立大学法人琉球大学学長補佐に関する規程 https://public2.legalcrud.com/u_ryukyu/act/110000011.html </p> <p> ・国立大学法人琉球大学理事、副理事、学長補佐及び琉球大学副学長の職務分担について https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/presidents/ https://public2.legalcrud.com/u_ryukyu/act/119000188.html </p>
補充原則 2－2－1 ① 【運営方針会議を設置する法人のみ該当】 運営方針委員の選任等に当たっての考え方や選任理由		<p> 本法人では運営方針会議を設置していない。 </p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 2 - 3 - 1 役員会の議事録		<p>役員会は、学長及び理事で組織しており、国立大学法人琉球大学役員会規程に定める審議事項について審議を行っている。</p> <p>また、国立大学法人琉球大学役員会運営細則に基づき、原則として毎週水曜日に開催しているところ、今年度より会議体の効率化および議題の集約化を図る観点から開催頻度を見直し、隔週で開催している。開催しない週においても役員会構成員のスケジュールを確保しており必要に応じて役員会を開催が可能な体制としている。同細則に基づき、役員会の議事録として「役員会報」を作成し、本学公式Webサイトにおいて公表を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人琉球大学役員会規程 https://public2.legalcrud.com/u_ryukyu/act/110000017.html ・国立大学法人琉球大学役員会運営細則 https://public2.legalcrud.com/u_ryukyu/act/110000019.html ・役員会報 https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/executive_party/
原則 2 - 4 - 2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況		<p>「国立大学法人琉球大学の経営等人材の確保及び育成に関する基本方針」を策定し、外部の経験を有する人材を求める観点についても定めている。</p> <p>基本方針に基づき、令和8年度においては、5名の常勤理事のうち他の教育研究機関での勤務経験を有する理事を3名）を置いている。これにより、多様な知見を大学経営に導入・活用することが可能となり、経営層の厚みの確保に繋げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人琉球大学の経営等人材確保及び育成に関する基本方針 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/02/jinzai.pdf ・役員及び役員会等の構成 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2024/04/e0b187992c263a9fb203ed8efd7f9b3e.pdf
補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係 る選考方針及び外部委員が 役割を果たすための運営方 法の工夫		<p>経営協議会委員は、国立大学法人琉球大学経営協議会規程の規定に基づき、本法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い見識を有するもののうちから任命することとしている。また、同規程により、委員の過半数は学外委員でなければならないとしており、学外委員については、「国立大学法人琉球大学経営協議会学外委員の選考方針」に基づき、選考を行っている。</p> <p>また、学外委員からの意見を得ることは、大学経営における貴重な機会であるため、効率的な会議運営においてより多くの意見が得られるように、「国立大学法人琉球大学経営協議会の運営方針」に基づき、経営協議会の運営方法の工夫を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人琉球大学経営協議会学外委員の選考方針 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/02/keikyousenkou.pdf ・国立大学法人琉球大学経営協議会の運営方針 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/02/keikyounuei.pdf

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>		<p>国立大学法人琉球大学学長の選考等に関する規則第3条の規定により、選考基準を定めている。また、同規定に基づき、学長選考・監察会議において「国立大学法人琉球大学に求められる学長像」を制定し公表している。</p> <p>選考結果、選考過程及び選考理由については、国立大学法人琉球大学学長選考会議から公示の「国立大学法人琉球大学の次期学長予定者について」において、「国立大学法人琉球大学の学長予定者」及び「学長予定者の選考経過」として公表している。加えて、学長の任期と再任についての設定理由も本学公式Webサイトにおいて公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人琉球大学学長の選考等に関する規則 https://public2.legalcrud.com/u_ryukyu/act/110000015.html ・国立大学法人琉球大学に求められる学長像 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2019/03/08_3_President.pdf ・国立大学法人琉球大学の次期学長予定者 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2024/11/4ccea2eb063b0f4c7bbf2e6ff26a7cd.pdf ・学長予定者の選考経過 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2024/11/7f9ed2e4e711f20a6b5a35c195f4b2d9.pdf
<p>補充原則 3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>		<p>国立大学法人琉球大学学長の選考に関する規則第20条において、学長の任期を6年としており、学長は再任されることができないとしている。これらの設定理由は公式Webサイトにおいて公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人琉球大学学長の選考等に関する規則 https://public2.legalcrud.com/u_ryukyu/act/110000016.html ・学長選考について（学長の任期及び再任の可否について） https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/presidentsselection/
<p>原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>		<p>学長を解任する手続きについては、国立大学法人琉球大学学長の選考等に関する規則において関連規定を設けている。</p> <p>第21条において学長選考・監察会議における職務執行状況の報告を求めることができ、第22条において、①心身の故障のため職務遂行に堪えないと認められるとき、②職務上の義務違反があるとき、その他学長たるに適しないと認めるときには、学長の解任の審議を行うことができることとしている。また、第23条において解任の請求、第24条において弁明の機会、第25条において解任の是非の決定、第26条において文部科学大臣への申出に関する事項をそれぞれ規定し、法人の長の解任を申し出るための手続きを定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人琉球大学学長の選考等に関する規則 https://public2.legalcrud.com/u_ryukyu/act/110000016.html
<p>補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>		<p>学長選考・監察会議は、国立大学法人琉球大学学長選考会議規程第4条第3号の規定により、学長の業務執行状況の確認に関する事項を審議することとしている。また、国立大学法人琉球大学学長の業務執行状況に関する申合せに基づき、年に1回、学長の任期途中の業務執行状況の確認を行い、確認の結果を公式Webサイトにおいて公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人琉球大学学長の業務執行状況の確認結果について https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2025/03/462b21c8456183f5dfcde9e35c7e9a95.pdf ・学長の業務報告書 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2025/03/093de29803a09dde6295c6747db7c97b.pdf

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 3 - 3 - 4 学長選考・監察会議の委員 の選任方法・選任理由		<p>選任方法は、「国立大学法人琉球大学学長選考・監察会議規程」第 2 条「組織」で規定されている。</p> <p>第 2 条 選考・監察会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 国立大学法人琉球大学経営協議会規程第 2 条第 1 項第 4 号（学外委員）に規定する委員の中から、経営協議会において選出された者 8 人</p> <p>(2) 国立大学法人琉球大学教育研究評議会規程第 2 条第 1 項第 2 号から第 9 号までに規定する評議員の中から、教育研究評議会において選出された者 8 人</p> <p>経営協議会からの学長選考・監察会議委員選出にあたっては、多様な分野における知見や経験、組織運営の実績、学長選考・監察会議の審議継続性の確保の観点により選出しており、上記規程のとおり 8 人の経営協議会学外委員を選出している。</p> <p>教育研究評議会からの学長選考・監察会議委員選出にあたっては、本学教育研究組織の分野のバランスを考慮するとともに、部局の長としての知見や調整能力の観点から各学部長を選出し、また、本法人の評価を担当し本法人の現状や課題等を広く理解する者として企画を担当する理事を選出している。</p> <p>・学長選考・監察会議の委員の選任方法等 https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/president_selection_meeting/</p>
原則 3 - 3 - 5 大学総括理事を置く場合、 その検討結果に至った理由		<p>本学では、現在のところ大学総括理事は置いていない。</p>
基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制 及び見直しの状況		<p>本法人は、国立大学法人琉球大学内部統制規則第3条の規定により、内部統制の推進体制として最高責任者を学長とし、内部統制に係る重要事項は役員会の議を経て学長が決定することとしている。また、内部統制の推進に関する業務を総括させるため、内部統制総括責任者を置き、学長が指名する理事を持って充てている。</p> <p>国立大学法人琉球大学内部統制規則第10条の規定により、内部統制システムの取組について随時見直しを行い、その充実及び強化を図っていくものとしている。</p> <p>・国立大学法人琉球大学内部統制規則 https://public2.legalcrud.com/u_ryukyu/act/110000072.html</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>原則４－１</p> <p>法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>本学では、多様な関係者からの理解を得るため、公式Webサイトにおいて、国立大学法人法、独立行政法人情報公開法、学校教育法施行規則、教育職員免許法施行規則、公文書等の管理に関する法律等に基づく情報公開を適切に行っている。また、公式Webサイトの「大学情報」では琉大のデータをはじめとする様々な情報を、「入試情報」では入学試験に関する情報を、「学生生活」では授業・カリキュラム、サークル活動に関する情報を、また、「研究・地域連携」、「国際交流・留学」ではそれぞれ関連する情報を提供している。さらに、「お知らせ」においては、直近の教育・研究・社会貢献活動などに関するホットな情報の公表も行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・琉球大学公式Webサイト (和文) https://www.u-ryukyu.ac.jp/ (英文) https://www.u-ryukyu.ac.jp/en/ ・お知らせ: https://www.u-ryukyu.ac.jp/news/ ・大学情報: https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/ ・入試情報: https://www.u-ryukyu.ac.jp/admissions/ ・学生生活: https://www.u-ryukyu.ac.jp/campuslife/ ・研究・地域連携 https://www.u-ryukyu.ac.jp/research-outreach/ ・国際交流・留学: https://www.u-ryukyu.ac.jp/international/
<p>補充原則４－１①</p> <p>対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>本学公式Webサイトにおいて、「大学情報」、「学部・大学院等」、「入試情報」、「学生生活」、「研究・地域連携」、「国際交流・留学」の7つのコンテンツをファーストビューに掲載し、それぞれに整理した情報の発信を行っている。</p> <p>また、「入学希望者へ」、「在学生・保護者へ」、「卒業生へ」、「企業・研究者へ」、「社会人・地域へ」のコンテンツを設け、それぞれのステークホルダー向けの情報を発信している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・琉球大学公式Webサイト (和文) https://www.u-ryukyu.ac.jp/ (英文) https://www.u-ryukyu.ac.jp/en/ <p>さらに、本学公式Webサイトのほか、SNSや冊子による情報発信、入試広報としてオンラインオープンキャンパスサイトの開設も行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公式SNS X (旧Twitter) https://twitter.com/univ_ryukyu Facebook https://www.facebook.com/univ.ryukyu/ ・オンラインオープンキャンパス「RYUDAI@home」: https://www.u-ryukyu.ac.jp/admissions/ryudaiathome/ ・琉大の刊行物（大学概要、ニュースレター、環境報告書、統合報告書）: https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/publications/

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>本学では、基本的な目標として、「自由平等、寛容平和」の建学の精神の下、「普遍的価値を身につけた21世紀型市民として、地域社会及び国際社会の発展に寄与できる人材」の育成を掲げている。学士課程教育及び大学院課程教育における人材育成の目的を達成するため、各学士教育プログラム及び各大学院教育プログラムで学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定め学生が大学で身に付けることができる能力と根拠を公表している。</p> <p>また、学生が本学で身に付けた能力に対する学生調査の結果や卒業生の進路状況についても、本学公式Webサイトにおいて公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学士課程のディプロマ・ポリシー（DP）Webサイト https://www.u-ryukyu.ac.jp/admissions/3policy/diploma/ ・ 学士課程のカリキュラム・ポリシー（CP）Webサイト https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/educationalinformation/curriculum/ ・ 大学院課程のディプロマ・ポリシー（DP）Webサイト https://www.u-ryukyu.ac.jp/admissions/3policy/gra_diplomapolicy/ ・ 大学院課程のカリキュラム・ポリシー（CP）Webサイト https://www.u-ryukyu.ac.jp/admissions/4policy/gra_curriculumpolicy/ ・ 学生調査の結果 http://www.ged.skr.u-ryukyu.ac.jp/educational_material ・ 卒業生の進路状況 https://ryudaicareer.ac.jp/course/
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報</p> <p>(1)組織、業務及び財務に関する基礎的な情報 (組織) https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/organization/ (業務) https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/ (財務) https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/financial/</p> <p>(2)組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報 (評価) https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/ (監査) https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/financial/</p> <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/byointyo/</p> <p>■医療法施行規則第15条の4第2項に規定する情報等 http://www.hosp.u-ryukyu.ac.jp/information/publicinformation.html</p>